

②現行上水道料金一覧

(令和元年10月1日現在)

市町村名	区分	現行料金 適用年月日	基本料金(円)	上水道料金(メーター使用料を含む)		料金体系
				10㎡(円)	20㎡(円)	
大阪市	市	H 27.10. 1	0㎡まで 918	1,026	2,073	用途別
堺市	市	H 22.10. 1	0㎡まで 702	1,134	2,484	口径別
岸和田市	市	H 22. 6. 1	5㎡まで 638	1,056	2,673	併用
豊中市	市	H 22.11. 1	0㎡まで 836	1,056	2,497	口径別
池田市	市	H 26. 1. 1	8㎡まで 781	1,001	2,651	用途別
吹田市	市	H 29. 4. 1	6㎡まで 781	957	2,277	口径別
泉大津市	市	H 24. 4. 1	0㎡まで 466	968	3,113	用途別
高槻市	市	H 30. 7. 1	0㎡まで 759	935	2,420	口径別
貝塚市	市	H 14. 4. 1	10㎡まで 1,034	1,034	2,409	併用
守口市	市	H 22. 8. 1	8㎡まで 810	1,098	2,572	用途別
枚方市	市	H 25.10. 1	8㎡まで 761	990	2,277	用途別
茨木市	市	H 22.10. 1	0㎡まで 550	1,155	2,035	併用
八尾市	市	H 22.10. 1	0㎡まで 660	1,034	2,772	併用
泉佐野市	市	H 21. 4. 1	0㎡まで 540	1,166	2,926	併用
富田林市	市	H 9. 7. 1	8㎡まで 693	981	2,422	口径別
寝屋川市	市	H 23.10. 1	10㎡まで 1,060	1,060	2,600	用途別
河内長野市	市	H 20. 4. 1	0㎡まで 720	1,127	2,975	口径別
松原市	市	H 26. 4. 1	6㎡まで 726	1,230	3,067	用途別
大東市	市	H 22.10. 1	10㎡まで 990	1,042	2,582	用途別
和泉市	市	H 26. 4. 1	0㎡まで 550	1,056	2,574	併用
箕面市	市	H 30. 7. 1	8㎡まで 754	1,058	2,906	用途別
柏原市	市	H 15. 8. 1	5㎡まで 704	1,028	2,678	用途別
羽曳野市	市	H 26.10. 1	8㎡まで 698	984	2,744	用途別
門真市	市	H 30.10. 1	10㎡まで 1,082	1,082	2,996	用途別
摂津市	市	H 22.10. 1	6㎡まで 748	1,183	2,778	併用
高石市	市	H 22. 4. 1	0㎡まで 500	1,250	2,845	用途別
藤井寺市	市	H 9. 6. 1	10㎡まで 929	929	2,964	用途別
東大阪市	市	H 23. 3. 1	7㎡まで 668	992	2,598	用途別
泉南市	市	H 30.10. 1	0㎡まで 908	1,697	3,204	口径別
四條畷市	市	H 22.10. 1	5㎡まで805 10㎡まで1,130	1,130	2,923	用途別
交野市	市	H 12.10. 1	8㎡まで 847	1,196	2,813	併用
大阪狭山市	市	H 22. 7. 1	10㎡まで 946	946	2,706	用途別
阪南市	市	H 29. 4. 1	8㎡まで 1,016	1,367	3,122	用途別
島本町	町	H 22.12. 1	0㎡まで 726	1,386	2,926	併用
豊能町	町	H 30. 4. 1	0㎡まで 1,298	2,882	4,906	口径別
能勢町	町	H 19. 4. 1	8㎡まで 1,892	2,489	4,769	口径別
忠岡町	町	H 25.10. 1	8㎡まで 902	1,397	3,047	用途別
熊取町	町	H 24. 1. 1	8㎡まで 640	1,020	2,700	口径別
田尻町	町	H 17. 4. 1	8㎡まで 880	1,320	3,070	用途別
岬町	町	H 19. 5. 1	6㎡まで 911	1,720	3,810	用途別
太子町	町	H 22.10. 1	0㎡まで 418	1,672	3,190	用途別
河南町	町	H 9. 6. 1	0㎡まで 407	1,397	2,937	口径別
千早赤阪村	村	H 13.11. 1	0㎡まで 550	1,971	3,511	用途別
※都市平均	—	—	—	1,090	2,714	—
町村平均	—	—	—	1,725	3,487	—
※市町村平均	—	—	—	1,245	2,902	—
府内平均	—	—	—	1,237	2,873	—

(注) 現行料金適用年月日は、消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の転嫁のみの改定を反映していない。

各料金は、消費税等を含む。(メーター使用料については口径13㍓とする。)

ただし、令和元年10月1日の消費税等の税率引き上げに伴い適用される経過措置については考慮せず、引き上げ後の料金とする。

基本料金には、メーター使用料は含まない。

平均料金は、単純平均である。

※は政令市を除く。